

# 指定樹木等の制度について

条例 船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例 (昭和48年10月1日施行)

規則 船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例施行規則 (昭和48年10月1日施行)

## 指定樹木等制度(条例第7条)

条例第7条の規定に基づき昭和48年から実施している、都市における緑の保存施策のひとつであり、市内の健全な民有樹木等(樹木・樹林・生垣)を「指定樹木等」に指定し、それらを所有者に保全していただき、保全に要する経費の一部として助成金を支給する制度である。

## 指定の状況・基準等

	指定樹林	指定樹木	指定生垣
指定基準 (規則第3条)	地目が山林で面積が 300㎡以上	地上1.5mの高さにおける幹周りが1.5m以上で高さが15m以上であり、かつ、樹容が美観上特に優れていること	延長が30m以上あり、樹容が美観上特に優れていること
指定方法 (条例第7条)	市長が保存の必要があると認めた樹木等を所有者の同意を得て、又は、樹木等の所有者が自ら指定樹木等に指定するよう市に申請して、市長が指定する。		
指定期間 (条例第7条)	原則5年以上		
解除要件 (条例第12条)	指定樹木等の滅失又は枯死等・公益上の理由 ・その他特別の理由・指定樹木等の保全が困難など		
助成内容 (規則第6条)	指定樹林	指定樹木	指定生垣
	市街化区域  年30円/㎡ + 固定資産税分 + 都市計画税分  市街化調整区域  年15円/㎡ + 固定資産税分	市街化区域  年5,000円/本  市街化調整区域  年2,500円/本	市街化区域  年100円/m  市街化調整区域  年50円/m

※助成金交付根拠 船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例第14条